公益社団法人北海道交通安全推進委員会会員の入会・退会等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会(以下「本委員会」という。)定款 第3章の規定に基づき、会員の入会・退会等に関する事項について、法令及び定款で定めるも ののほか、この規則の定めるところにより、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とする。

(入会の手続)

第3条 定款第6条に規定する申込みは、別表第1に掲げるとおりとする。

(会員資格審査基準)

- 第4条 定款第6条に規定する資格の取得は、次の基準により決定するものとする。
 - (1) 現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 過去に本委員会の会員であった者が、本委員会の会員の資格を喪失してから5年以上経過していること。
- (3) 会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

(入会の決定)

- 第5条 入会の決定は、理事会において可否を決定しなければならない。
- 2 前項において、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、会長が可否を決定することができる。ただし、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。
- 3 前1項及び前項の手続により入会の可否を決定したときは、会長は直ちに別表第2に掲げる 入会決定通知書により本人に通知しなければならない。

(会員名簿の整備)

第6条 本委員会の会員名簿及び記載事項は、別表第3に掲げるとおり整備するものとする。

(会費)

- 第7条 定款第7条に規定する会費は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 定款第5条第1項第1号に規定する正会員のうち、市町村単位に設置されている交通安全 を推進する団体

ア	札幌市	36□	360,000 円
1	人口20万人以上の市	12口	120,000 円
ウ	人口10万人以上20万人未満の市	10口	100,000 円
工	人口3万人以上10万人未満の市	8口	80,000 円
オ	人口3万人以上の町	6 口	60,000 円
力	人口1万人以上3万人未満の市町村	5 口	50,000 円
丰	人口1万人未満の市町村	3 □	30,000 円

- (2) 定款第5条第1項第1号に規定する正会員のうち、その他団体、法人
 - ア 自動車関係、産業経済の団体及び法人 3口以上 30,000円以上
 - イ その他の団体及び法人 1 口以上 10,000 円以上
- (3) 定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員 1口以上 10,000円以上
- 2 事業年度の途中で入会した正会員及び賛助会員の会費は、月割とする。
- 3 正会員及び賛助会員の会費は、毎事業年度における合計額の100分の70以上を公益目的

事業に使用する。

(会費の額の変更)

第8条 前条第1項第1号の正会員で、市町村単位に設置されている交通安全を推進する団体に おいて、国勢調査の結果により、会費の額に変更が生じる場合には、翌年度から適用する。

(会費の納入等)

- 第9条 会長は、社員総会後速やかに、正会員及び賛助会員へ会費請求書を通知しなければならない。
- 2 正会員及び賛助会員は、毎事業年度の会費として、前項の通知を受け取った日から60日以内に本委員会所定の方法により、本委員会へ納入しなければならない。
- 3 会長は、前項の会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし、会費が金融機関からの振込の方法により納入された場合には、領収書の交付は原則しないものとする。
- 4 正会員及び賛助会員から会費が納入されたときは、直ちに別表第4に掲げる会費台帳に記載しなければならない。

(資格の喪失)

第 10 条 会長は、会員が定款第 1 0 条の規定により資格を喪失したときは、会員名簿にその旨を記載しなければならない。

(退会)

第11条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、別表第5に掲げる退会届を会長に提出 しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 正会員及び賛助会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

(会員の異動に関する通知)

第13条 会長は、正会員及び賛助会員に異動があったときは、本委員会が発行する機関誌に掲載しなければならない。

(委任)

第14条 この規則の実施に際し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- この規則は、本委員会の設立登記のあった日(平成23年3月1日)から施行する。
- この規則は、平成28年6月3日から施行する。

入会申込書

私は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会の趣旨に賛同し、正会員(賛助会員)と して入会したいので次のとおり申し込みます。

- 1 加入時期 平成 年度から
- 円) 2 加入口数 口(年額

平成 年 月 日

住 所

団体名

代表者名

公益社団法人北海道交通安全推進委員会

会 長

別表第2(第5条関係)

入会決定通知書

貴会は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会の正会員(賛助会員)として、入会が 認められましたので通知いたします。

平成 年 月 日

公益社団法人北海道交通安全推進委員会 会 長 印

印

様

別表第3 (第6条関係)

公益社団法人北海道交通安全推進委員会会員名簿

会員	入 会	会員名		住 所	退会	摘要
種別	年月日	団体・法人名	代表者名		年月日	
		~~~~~				

# 別表第4(第9条関係)

# 会費台帳

会員(団体・法人)名	会費金額	納入年月日	摘要
	円		
	円		
	円		
	円		

# 別表第5 (第11条関係)

# 退 会 届

都合により、公益社団法人北海道交通安全推進委員会の正会員(賛助会員)を退会しま すので、次のとおり届け出ます。

記

 退会予定期日
 平成
 年
 月
 日

 平成
 年
 月
 日

住 所

団体名

代表者名

印

公益社団法人北海道交通安全推進委員会

会長様